

南部町における部落差別をはじめあらゆる差別をなくす総合計画

自分
を
カ
エ
ル
見
方
を
カ
エ
ル



2022年3月

南部町

人権文化のまちを次世代につなぐために

2004年(平成16年)に南部町が誕生して17年が過ぎました。

町では、日本国憲法に謳われている基本的人権の理念、同和対策審議会答申の精神をもとに、差別の解消に取り組み、人権尊重社会の実現をめざしてきました。

近年、未曾有の災害や感染症等への対応に追われる中で、情報化の進展に伴い、インターネット上での誹謗中傷が社会問題となり、人々のモラルや人権感覚が問われ、社会生活においても大きな影響が出ています。

このような時代だからこそ、一人ひとりが、人権を自分のこととして捉え、家庭・学校・地域・職場等の日常生活の中で、お互いの人権を尊重することを自然に感じ、考え、行動することが定着している「人権文化のまちづくり」が必要です。

今ある差別を解消し、新たな差別をつくりださない施策を推進していくためには、環境・福祉・就労・教育・生活、すべての場面で、町と町民、事業者や各団体との協働による取り組みが重要です。

町全体で人権を意識した環境づくりを実現していくことで、一人ひとりが個人として尊重され、安心して安全に暮らすことができる人権文化のまちを次世代につなぎます。

このたび、人権文化のまちを次世代につなぐため、部落差別をはじめあらゆる差別をなくす総合計画の改訂を行いました。

町民の皆様をはじめ各団体等の皆様には、この計画の推進に、ご協力いただきますようお願いいたします。

2022年(令和4年)3月



南部町長 陶山 清孝

目次

第1章 計画の策定にあたり

1 計画策定の背景	1
2 計画の基本理念	2
3 計画の期間	2

第2章 人権施策の方針

3

1 人権・同和教育及び人権啓発の推進	
(1) 保育・学校教育の充実	4
(2) 地域・社会での人権学習・啓発活動の充実	6
(3) 推進組織の活動の充実及び各団体等との連携	6
2 相談・支援体制の充実と人権の擁護	
(1) 相談・支援体制の充実	8
(2) 差別事象の対応	8
(3) 人権侵害救済制度の確立に向けた国への要望	9
3 人権に関する意識調査と部落差別の実態把握	
(1) 人権に関する市民の意識調査	10
(2) 部落差別に関する実態把握	10

第3章 個別の人権課題

1 部落差別	11
2 障がいのある人の人権	12
3 男女共同参画に関する人権	14
4 子どもの人権	15
5 高齢者の人権	17
6 外国にルーツがある人の人権	18
7 病気にかかわる人の人権	20
8 性的指向及び性自認（性同一性）に関わる人の人権	21
9 さまざまな人権	22
(1) 犯罪被害者とその家族の人権	(2) 刑を終えた人・保護観察中の人等の人権
(3) アイヌの人々の人権	(4) 生活困難者の人権
(5) ひきこもりの状態にある人の人権	(6) ユニバーサルデザイン及びSDGsの推進
10 個人情報の保護及びインターネット上の人権侵害の解消にむけて	28
☆ 数値でめざす項目	29
◀ 関係資料等 ▶	30

第1章 計画の策定にあたり

1 計画策定の背景

日本では、1947年(昭和22年)に「日本国憲法」が施行され、「基本的人権」の理念が戦後の新たな社会の基本に据えられました。1956年(昭和31年)に国連に加盟して以降、「国際人権規約」「女性差別撤廃条約」等を批准するなど、差別の解消に向けた取り組みが推進されるようになりました。

日本固有の人権問題である同和問題についても、1965年(昭和40年)の「同和対策審議会答申」の指摘によって、部落差別の解消に取り組みました。1995年(平成7年)に「人種差別撤廃条約」が批准され、1996年には「人権擁護推進法」を制定し、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策を総合的に推進するため、2000年(平成12年)には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されました。同年には「児童虐待の防止等に関する法律」、翌年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)など、様々な人権問題に関する法整備が進められてきました。

2015年(平成27年)には、持続可能な開発目標「SDGs」が国連で採択され、ジェンダー、不平等、平和、人権、環境など17のゴールを定め2030年の達成を目標に取り組んでいます。世界中の「誰一人取り残さない」というSDGsの理念もまた、人権尊重のまちづくりの理念に通ずるものです。

2016年(平成28年)には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)、「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)の差別解消3法が施行されました。差別の実態を明らかにし、解消の推進をするものです。

しかし、一方では、未曾有の災害の中で起きた「福島差別」、インターネットを悪用した「ネット差別」、感染症対策におわれ日常生活に様々な制限が必要とされる中で起きている「コロナ差別」など、人間の尊厳にかかわる新たな差別の現実があります。

そして今、一人一人の人間の在り方や人権感覚が問われ、国民の不断の努力が必要とされる社会になりました。

2004年(平成16年)に「南部町」が誕生して17年を迎えました。すべての国民に基本的人権を保障し法の下での平等を定める日本国憲法の理念、同和対策審議会答申の精神にのっとり、同年に「南部町における部落差別をはじめあらゆる差別をなくす条例」を制定し、2006年(平成18年)には「南部町における部落差別をはじめあらゆる差別をなくす総合計画」を策定。行政・住民・事業所等が連携し「南部町人権会議」を立ち上げ、「人権が大黒柱のまちづくり」をスローガンに15年間、町全体で人権教育・啓発活動に取り組みまし

た。

町は、生活・教育・就労など様々な人権保障の充実に努めるとともに「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」を制定し登録の促進に努め、県や他市町村と連携し、国に向けて「人権侵害救済法」又は、「差別禁止法」等の差別を許さない法整備の制定要求にも取り組んできましたが、未だ実現していません。

2 計画の基本理念

「南部町における部落差別をはじめあらゆる差別をなくす条例」では、すべての国民に基本的人権を保障し法の下での平等を定める日本国憲法の理念、同和対策審議会答申の精神及び部落差別の解消の推進に関する法律をはじめとする差別の解消を目的とした法令を基本理念としており、町行政は、差別を許さない社会意識の形成や人権擁護に関わる社会的環境の醸成に努め、町民の人権意識の高揚を図るため人権啓発活動の充実に努めるとしてしています。

さらに、2019年（令和元年）に策定された「南部町第2次総合計画」における人権に関わる施策では、「地域とともに未来を拓くひとづくり」を目標に「人権尊重社会の実現」「保育及び学校・家庭教育の充実」をめざしています。

このたびの「南部町における部落差別をはじめあらゆる差別をなくす総合計画」の改訂では、10年後の南部町に向けて、日本国憲法の理念のもと差別解消3法の意義等を踏まえ、町全体で様々な差別の解消に取り組むとともに、一人一人が「何かあったときに考える人権」から「差別をしないことが当たり前」へと人権のとらえ直しを行います。そうした人権感覚に基づいた態度を身につけ、日常生活において実践することにより、そのことが多くの人々の中に広がっていくような「人権文化」のまちづくりの実現をめざします。

3 計画の期間

これまでの成果と課題をもとに、部落差別をはじめあらゆる差別をなくすための10年計画を策定し、5年ごとに現状の把握をしながら、進捗確認と点検をします。

2022年度（策定）⇒ 2025年度（意識調査）⇒ 2026年度（進捗確認）
⇒ 2030年度（意識調査）⇒ 2031年度（改訂）
2032年度（策定）⇒

第 2 章 人権施策の方針

【現状と課題】

2000 年（平成 12 年）に施行された「人権教育及び啓発の推進に関する法律」（以下「人権教育・啓発推進法」という。）では、『人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする啓発活動をいう。』と定義しています。本町では、「南部町第 2 次総合計画」において人権尊重社会の実現を重要施策と考え「南部町における部落差別をはじめあらゆる差別をなくす総合計画」を策定し「人権が大黒柱のまちづくり」を意識しながら人権教育・啓発を推進してきました。

人権教育については、国の「人権教育の指導方法等の在り方について 第三次とりまとめ」で示された「隠れたカリキュラム※」を、保育・学校教育にかかわる教職員研修の基礎に据え、差別をつくりださない雰囲気づくりを意識して取り組んできました。

2018 年（平成 30 年）に実施した南部町「みんなの人権意識調査」での「あなたは、差別を許さない社会にするためには、どのような取り組みが必要だと思いますか。」という問いでは、「園や学校での人権教育を充実する」、「家庭で人権感覚を育てる」のいずれもが 38%と、約 8 割の人が、人権教育・啓発の必要性を感じています。

南部町人権会議では、人権に関する「知識的理解」と「人権感覚」を意識しながら「行動化」につなげるための研修を企画しています。多くの住民が参加する「ミカエル・セミナー」（人権研修会）では、個別具体的な人権問題に関する「知識的理解」を深めることをテーマにし、振興区別の人権学習会では、生活の中にある問題に気づき「人権感覚」を磨く取り組みをすすめています。

人権啓発については、部落解放月間、人権週間での街頭啓発等を行ってきました。県内で「コロナ差別」が発生した際には、いち早く、町長が防災無線で人権への配慮を呼びかけ、南部町人権会議は「ちょうみんなのみなさんへ～新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮～という広報誌を全戸配布し、差別をつくり出さないための啓発を行いました。

しかし、町の意識調査では、人権侵害を受けたことがある人の 65%が「何もしなかった」と回答しています。自分自身が「人権を尊重する主体者」として行動することができていないという課題もあります

部落差別をはじめあらゆる差別の解消にむけた取り組みとして、町内 2 か所の隣保館や関係機関が連携を強化し、町民一人一人が「人として正しい行動をする」ための啓発活動を行っていくことが必要です。

※「隠れたカリキュラム」とは、

児童生徒の人権感覚の育成には、体系的に整備された正規の教育課程と並び、いわゆる「隠れたカリキュラム」が重要であるとの指摘がある。「隠れたカリキュラム」とは、教育する側が意図する、しないに関わらず、学校生活を営む中で、児童生徒自らが学びとっていく全ての事柄を指すものであり、学校・学級の「隠れたカリキュラム」を構成するのは、それらの場の在り方であり、雰囲気といったものである。

例えば、「いじめ」を許さない態度を身に付けるためには、「いじめはよくない」という知的理解だけでは不十分である。実際に、「いじめ」を許さない雰囲気が浸透する学校・学級で生活することを通じて、児童生徒ははじめて「いじめ」を許さない人権感覚を身に付けることができるのである。だからこそ、教職員一体となつての組織づくり、場の雰囲気づくりが重要である。

(人権教育の指導方法の在り方等について 第三次とりまとめより抜粋)



南部町人権啓発キャラクター「ミカエル」

【基本方針】

1 人権・同和教育及び人権啓発の推進

(1) 保育・学校教育の充実

本町では、児童生徒に人権教育で身につけさせたい「知識・技能・態度」を育成するために、2016年から3年間、県の事業「人権教育総合推進地域事業」を受け、0歳から15歳までを見据えた人権教育プログラム（以下「ミカエル・プログラム」という。）を作成しました。「ミカエル・プログラム」をもとに、人権教育は「自分が幸せに生きる、人を幸せにできることを学ぶ」教育であると認識し、同和教育の根本である「差別の現実から深く学ぶ」ことで、差別がどこにあり、誰が解決できるのかを深く学ぶことを通して「いじめや差別をつくりださない」（未然防止）ための人権教育に取り組みます。

町内の教職員は、各園・学校において、同和教育を学ぶことの大切さを「子どもたちの前に立つあなたに知っておいてほしいこと」で明確にし、「人権教育の指導方法等の在り方について 第三次とりまとめ」をもとに、「隠れたカリキュラム」についても共通認識を図りながら研修等を充実します。

各保育園・こども園では、町の幼児教育・保育専門員が様々な支援を充実します。

各小・中学校では、スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーが、児童生徒の様々な事情に寄り添った支援を充実するとともに、不登校の児童生徒については、教育支援センター「さくらんぼ」を開設し、義務教育の保障に努めます。

家庭では、町の家庭教育推進員が、家族のふれあいの機会を充実させるとともに、就学前の子どもがいる全家庭を対象に、家庭教育支援チーム「スマイル・サポートなんび」が家庭を訪問し、安心して学校生活を送れるように相談・支援活動を継続して行います。

学生の進学支援については、義務教育終了後の進学を支援するため、一定の条件を満たす人に進学奨励金を支給し、奨学生及びその保護者を対象に人権研修会を開催します。

人権教育担当者は、毎月、園の人権教育担当保育士、小・中学校の人権教育主任、隣保館2館の職員、町の人権・社会教育課の人権担当職員で、情報共有しながら、部落差別をはじめとする様々な人権課題についての学習を充実し「ミカエル・プログラム」を検証し、改訂していきます。

隣保館では、教職員の協力のもと、毎週、地区学習会を開催しています。同和地区の児童・生徒が「ここに生まれてよかった」と思える同和教育を基本に、課題を解決する仲間づくり、児童生徒の育成に必要な学力・進路の保障に向けた取組を進めます。

各園、小・中学校のPTA及び保護者会は、「人権研修会」の開催の他、町の「ミカエル・セミナー」(人権セミナー)を人権研修と位置づけ、広報紙の作成等、積極的な活動をしています。

南部町人権会議の保育・学校教育推進部会では、「自分をカエル・見方をカエル」をキャッチフレーズにしている南部町人権啓発キャラクター「ミカエル」を活用した「南部町人権ぬりえ・ポスターコンクール」を継続して行います。優秀作品を町内の事業所に巡回掲示をすることにより啓発活動を進めます。

〔おもな取組〕

- ◆「ミカエル・プログラム」の活用と改訂（保育園・こども園、小学校、中学校用人権教育基礎教材）
- ◆「幼児教育・保育専門員」(2名)各保育園・子ども園への支援の充実
- ◆「家庭教育推進員」設置及び、家庭教育支援チーム「スマイル・サポートなんび」の活動の充実
- ◆「スクールソーシャルワーカー」(2名)及び、スクールカウンセラーの配置
- ◆「進学奨励金制度」の充実（要項の審査基準に準ずる）
- ◆「人権教育担当者会」を(毎月)開催 人権教育主任又は、教育担当職員(計16名)
(保育園及び子ども園4園、小学校3校、中学校2校、隣保館2館、人権・社会教育課)
- ◆「教員・職員研修」の支援と充実
- ◆「地区学習会」隣保館事業の充実(保育園(さくらんぼの会)・小・中学校と連携)
- ◆「PTA人権研修」の活動支援
- ◆人権保育、人権・同和教育等の県・全国集会・大会等への参加
- ◆南部町人権会議 保育・学校教育推進部会の活動の推進(人権ぬりえ・ポスターコンクール)

(2) 地域・社会での人権学習・啓発活動の充実

地域住民及び町内の事業者においては、南部町人権会議が開催している人権セミナーやコンサート、地域学習会など、人権に関わる事業に多くの方の参加があります。過去 5 年間の参加者数を平均してみると、1 年間で人権に関わる事業に参加した方は、約 681 人になります（のべの参加者数は約 1,361 人）。今後は、年間 750 人の方が研修等に参加していただくことを目標に取り組みます（令和 3 年 10 月末 15 歳以上の人口 9,300 人対象）。

近年は、「障がいと人権」「同和問題と人権」「民族と人権」「セクシュアリティと人権」などをテーマに、すべての人が有している「人権」を視点に、差別を社会の問題として考えるための企画をしています。今後も「差別解消 3 法」や「アイヌ新法」などを根拠に、様々な人権の学びを通じて自分自身を振り返り、一人一人がもっている「差別をなくす力」を自覚し、行動するために人権学習・啓発活動を充実します。

地域学習については、南部町人権会議の地域学習推進部会の活動として、地域の人権学習推進委員（63 名）が、町内 7 か所の地域振興協議会と連携しながら、振興区別で人権学習推進委員会を開催し、参加者自らが人権感覚を磨く学びをするとともに、地域住民にむけた学習活動に取り組んでいます。

今後も、地域振興協議会の部会と人権学習推進委員との人権交流学習会の開催を充実するとともに、さまざまな団体と連携して地域で人権学習に取り組むことで、安心してらせるまちづくりを推進します。

〔おもな取組〕

- ◆「ミカエル・セミナー」人権研修会(町民・事業者等、誰でも参加できる方法で実施)
- ◆「人権コンサート」等、県の委託事業を活用し公演等を実施
- ◆「広報なんぶ」人権のページを作成し、町の広報誌に年 6 回掲載
- ◆「人権教育啓発専門員」が、地域の人権学習活動を推進、多面で人権・同和教育を推進
- ◆南部町人権会議 地域学習推進部会の活動の推進
 - 「振興区別人権学習会」地域振興協議会ごとに各地域で年 4 回程度の実施
 - (地域の人権学習推進委員 63 名及び地域振興協議会が連携した地域学習活動の実施)
- ◆町が開催する人権に関する事業の参加者の増進（目標 年間 750 人）

(3) 推進組織の活動の充実及び各団体等との連携

町では、町長を会長とし「南部町人権会議」を組織しています。「人権政策推進部会」「保育・学校教育推進部会」「地域学習推進部会」「企業・職域学習推進部会」の 4 部会構成で、行政、議会、教育委員、人権擁護委員、地域振興協議会、地域住民、農業委員、保育・学校

関係、社会教育関係、社会福祉関係、男女共同参画、民生委員、企業・事業所等など、163名が各部会に属し、人権教育・人権啓発活動に取り組んでいます。

人権政策推進部会は、町民一人一人が「差別をしない・させない・許さない」という意識をもって行動する取り組みとして、「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」の登録の促進に努めてきました。現在の登録者は452名です。今後は、この制度の周知を図るために5年間で15歳以上の町民の10%を目標に登録の推進に取り組めます。

また、人権のまちづくりのリーダーとして行政関係職員の人権研修を充実するとともに、町民代表の町議会議員の方々に、人権問題の現状を知る機会を提供することも必要です。

企業・職域学習推進部会の活動としては、各企業や事業所にCSR（企業の社会的責任）等についての周知を図り、行政と連携した取り組みも必要です。

各部会に属する団体の活動として、南部町男女共同参画推進会議「よつ葉の会」は、毎月の定例会で会員の研修を深めるとともにメディアを活用した啓発活動に取り組んでいます。

「固定的な見方や考え方を見直す」ための啓発番組を作成し、なんび SAN チャンネルで放送しています。今後も、性別にかかわらず誰もが自分らしく生きる社会をめざし、啓発番組の制作を継続します。

南部町の人権擁護委員（5名）は、保育園、こども園、小学校等で積極的に人権教室を開催しているほか、民生委員児童委員人権部会との交流研修会の開催や、「部落解放月間」「人権週間」には、企業や隣保館、同和事業推進協議会等とともに企業訪問や街頭啓発活動を実施しています。

町は、南部町人権会議の活動を充実するとともに、各団体等と連携し、人権教育・人権啓発活動に取り組めます。

なお、各部会の活動は、町の人権教育・啓発活動の年間総括として、「南部町人権・同和教育研究集会」で報告し、次年度の活動に活かします。

〔おもな取組〕

- ◆「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」登録促進(年間100名)
- ◆「町職員及び関係機関の人権研修」の実施
- ◆「町議会議員に人権問題に関する情報提供」(人権研修の推進・広報等)
- ◆「よつ葉の会」(南部町男女共同参画推進会議)を毎月開催し、年1回啓発番組作成
- ◆「人権擁護委員による出前講座」の推進(南部町人権擁護委員の活動)
- ◆「部落解放月間」「人権週間」等の街頭啓発、企業訪問活動の実施
(人権関係機関及び同和事業推進協議会等と連携した取組)
- ◆「南部町人権・同和教育研究集会」を開催し部会活動報告

2 相談・支援体制の充実と人権の擁護

(1) 相談・支援体制の充実

町では、「要保護児童対策地域協議会」を設置しており、様々な事情によって保護や支援を必要とする児童や家庭の早期発見に努め、関係機関が連携して必要な対策をします。

福祉事務所及び福祉関係機関は、生活困窮、児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待、DV被害など様々な相談に対応し、住民の命と生活を守る支援を充実します。

犯罪被害者の人権の擁護については、今年度中に「南部町犯罪被害者等支援条例」を制定し、被害者が社会で孤立しないよう必要な施策を行います。

隣保館等の施設では、支援に必要な機関と連携し、地区の課題に寄り添い、部落差別や人権問題についての相談、進学や就労、介護などの生活に関わる相談・支援を充実します。

人権相談は、月 2 回相談窓口を開設し、人権に関する様々な相談に人権擁護委員が応じます。法務局と連携し充実した相談体制に努めます。

南部町社会福祉協議会、民生委員児童委員等は、地域住民一人一人の課題に寄り添った支援ができるよう、関係機関と連携し生活全般にかかわる相談に応じます。

また、相談業務にかかわる職員や相談員等は、相談者に寄り添った支援をするとともに、個人情報の保護に努め、二次被害や不必要な負担を招かないように人権に配慮した対応が必要です。相談業務にかかわる者の研修等を実施し、資質の向上に努めます。

〔おもな取組〕

- ◆「要保護児童対策地域協議会」（関連機関が連携し児童の保護・家庭の支援）
- ◆「生活困窮者、虐待、DV などの相談・支援」（担当課及び関連機関が連携支援の充実）
- ◆「犯罪被害者等支援条例」を制定（被害者への支援と被害者に対する理解と啓発）
- ◆「隣保館等での相談・支援」（地区の課題に寄り添い、進学、就労、介護等の相談支援の充実）
- ◆「人権相談窓口の開設」（月 2 回、人権擁護委員による人権に関する相談窓口を開設）
- ◆「生活全般の悩み事何でも相談」（社会福祉協議会・民生委員・児童委員等による相談窓口）
- ◆「相談業務にかかわる者の人権研修」（相談業務にかかわる者の資質の向上）

(2) 差別事象の対応

差別事象が発生した場合は「差別事象対応マニュアル」を基に速やかに対応します。担当課で差別実態を把握し内容に応じて対応し、町・西部地区・県の部落解放同盟組織及び、鳥取県人権局人権・同和対策課、法務局等に報告します。

各課の行政職員で構成している人権啓発推進委員は、自らの研修を深めるとともに、人権

啓発推進委員会において差別事象を検証し、必要に応じて対応マニュアルの改正を行い、再発防止にむけて取り組みます。

インターネット上の差別書き込み等については、隣保館等で、個人を特定した誹謗中傷を含め、ネットパトロール及びモニタリングを行い、出来る範囲で削除要請等を行うよう努めます。

町は、「本人通知制度」の登録により、戸籍等の不正取得が疑われる場合は、開示請求に応じます。

〔おもな取組〕

- ◆「差別事象対応マニュアルの活用」(担当課と関係機関で対応し、必要な機関への報告)
- ◆「人権啓発推進委員会」(行政職員の研修及び差別事象の検証、マニュアルの改正)
- ◆「ネットモニタリング・ネットパトロール」(隣保館等で定期的に実施)
- ◆「開示請求」(本人通知制度を活用し、不正取得を発見するための対応)

(3) 人権侵害救済制度の確立に向けた国への要望

人権侵害に対する被害者の救済には、様々な差別によって人の命や尊厳が奪われることや、インターネット上で個人を特定した誹謗中傷や、属性をもとに差別を助長・扇動する行為も許さない、実効性のある救済制度の確立と、法に基づく対応が求められることから、国会に「差別禁止法」や「人権侵害救済法」等の制定を求めてきました。

インターネット上では、2016年以降、個人が特定できる情報や同和地区の地図の公開や部落差別を助長する動画配信など悪質な人権侵害が行われてきましたが、2021年9月27日東京地裁において、被差別部落の地名リストをウェブサイトに掲載する行為は「出身者が差別や誹謗中傷を受けるおそれがあり、プライバシーを違法に侵害する」と判断されました。しかし、部落差別が解消されたとは言い難く、「地名リストの掲載による損失は結婚、就職において差別的な取り扱いを受けるなど深刻で重大だ。回復を図ることも著しく困難。」と指摘されました。差別や人権侵害は、人間の命と尊厳を奪う「犯罪」であると社会全体が認識するためにも「差別禁止法」や「人権侵害救済法」等の法制度を制定することが必要です。今後も県や他の市町村と連携して国会への要望を継続します。

〔おもな取組〕

- ◆「部落解放・人権政策確立要求鳥取県実行委員会」の活動を推進
(県・各市町村と連携し、国会議員会館で、各県の衆議院・参議院の議員に制定を求める要請行動を継続実施)

3 人権に関する意識調査と部落差別の実態把握

(1) 人権に関する町民の意識調査

「南部町における部落差別をはじめあらゆる差別をなくす総合計画」の一助として2018年（平成30年）に「みんなの人権意識調査」を実施しました。人権を自分ごとと考え、差別を解消しようとする意識啓発のために2016年（平成28年）に施行された「差別解消3法」の周知、啓発を兼ねた意識調査としました。今後も5年ごとに、町民の人権に関する意識調査を実施します。

なお、社会の状況を把握しながら必要に応じて人権に関わる調査を実施します。

〔おもな取組〕

- ◆「みんなの人権意識調査」を実施（人権に関する町民の意識調査・次回2025年に実施）
- ◆その他必要に応じた調査を実施

(2) 部落差別に関する実態把握

町では、2011年（平成23年）に南部町同和地区実態調査を実施しました。結果、高校・大学等の進学に支援を必要とする同和地区及び地区外の学生にも進学奨励金の支給制度を拡大しました。しかし近年、同和地区もまた、少子高齢化の進行や人口減少により生活課題は、変わりつつあります。そのような状況の中、鳥取県は、県内で統一した内容での実態調査を実施するため、2021年（令和3年）に部落解放同盟鳥取県連合会に委託して、「同和地区こまりごと調査」を実施しました。県内10か所の同和地区（内、1地区は南部町内の地区）を対象に調査しました。結果、差別体験についても確認されましたが、ほとんどの人が、隣保館や人権相談所には相談していません。相談を受ける職員の資質の向上も求められています。また、介護や老後の生活などについての不安もあり、関係機関と連携し、内容に応じて専門性の高い相談体制の充実も求められています。

今後は、関係団体と情報共有しながら、同和地区の生活実態を把握するほか、必要に応じた調査を実施します。

〔おもな取組〕

- ◆同和地区の実態調査については、部落解放同盟等と連携して実態の把握に努める。
- ◆その他必要に応じた調査を実施

第3章 個別の人権課題

1 部落差別

同和問題は、わが国固有の人権問題で、国民の一部の人々が人間の自由と平等を完全に保障されず、差別によって、経済的、社会的、文化的に不利益な状態に置かれるという、基本的人権や人間としての尊厳にかかわる重大な社会問題です。

1965年（昭和40年）「同和对策審議会答申」において、同和問題は「人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる問題」とし、「その早急な解決こそ国の責務であり、国民の課題である」と指摘しました。以後、この答申は同和行政の基本的指針となり、1969年（昭和44年）「同和对策事業特別措置法」が制定され、生活環境の改善や、人権意識を高めるための教育・啓発など積極的に取り組んできました。その後、1996年（平成8年）「地域改善対策協議会 意見具申」によって一般対策への移行が示され、2002年（平成14年）特別措置法の失効後は、1996年（平成8年）に人権擁護に関する施策の推進について「人権擁護施策推進法」を制定。国の責務を明らかにし、2000年（平成12年）の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」をもとに、「日本国憲法」第14条の社会的身分又は門地により「差別されない権利」を保障するため、課題の解決に取り組んできました。

しかし、現在もなお、差別発言や結婚による差別事象も起きており、さらに、インターネット上の人権侵害は社会問題となり、戸籍抄本等の不正取得や土地調査による差別事象など、部落差別の解消は実現できておらず、2016年（平成28年）には「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が施行されました。

町では、2004年（平成16年）「南部町における部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくす条例」を制定し、差別の解消に向けた取り組みをすすめてきました。

町の人権意識調査では、「現在もなお部落差別が存在するのは、なぜだと思いますか」という問いに62.5%の人が「昔からある偏見や差別意識をそのまま受け入れてしまう人が多いから」と回答しています。次に「部落差別に正しい知識や認識がないから」41.6%、「無関心や関わりたくないと思う人がいるから」38.8%と続き、多くの人が部落差別の実態を知っているということがわかります。

部落差別を解消するためには、家庭・地域・学校・職場など、さまざまな場面で一人一人が差別に対する正しい認識を持ち、豊かな人権感覚を育む教育・啓発活動を充実するとともに、差別を許さない、つくりださないためのシステムづくりが必要です。

【取組の方向】 (保育・学校)(行政)(企業・職域)(地域)

- *教職員は、同和問題を正しく理解し、全教科を通じて人権を意識した教育活動を実施する。
- *保育・学校教育では、様々な場面で、基本的人権の尊重を意識した同和教育を充実する。
- *行政は、身元調査の不正取得に対応し、本人通知制度の周知と登録の促進を図る。
- *南部町人権会議は、同和問題に関する研修会等の実施と各集会等への参加を充実する。
- *町職員は、同和問題を正しく理解し、業務上での様々な人権問題に気づき、対応する。
- *隣保館・文化会館は、相談事業、文化祭、学級・講座等の隣保館活動を充実する。
- *地区学習会児童生徒は、同和問題を正しく知り、たくましく生きる力を身につける。
- *企業・事業所等は、公正・公平な採用選考をする。
- *住民は、自らが、差別のない社会づくりの実行者として人権学習や研修機会に参加する。
- *同和問題に関する実態把握と町民の意識調査を実施する。(5年ごと)

2 障がいのある人の人権

2011年(平成23年)「障害者基本法」の一部が改正され、「差別の禁止」「共生社会の実現」が盛り込まれました。2016年(平成28年)には、「障害者基本法」第4条を具体化するため「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。障がいのある人が受ける不利益の原因は、社会のしくみ(社会的障壁)にあるとされ、「障がいを理由に差別的取り扱いや権利侵害をしてはいけない」「社会的障壁を取り除くための合理的配慮をすること」「国は権利侵害を防止するための啓発や知識を広めるためのとりくみを行うこと」を定めています。また、行政機関及び事業者用のガイドラインを作成し、差別的取り扱いと合理的配慮の具体例が示されました。

南部町では、2016年(平成28年)には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」と「障害児福祉計画」を基に2018年(平成30年)「第5期南部町障がい者プラン」を改訂し、障がい者が自らの能力を最大限発揮し自己実現ができるよう支援するとともに、障がい者の活動と社会への参加を制限している「社会的障壁※」を除去し、障がいの有無にかかわらず、誰もがお互いに人格と個性を尊重し合い、障がいのある人もない人も安心して安全に暮らせる「共に歩む福祉のまちづくり」をめざしています。

町の人権意識調査では、「障がいのある人の人権に関することで、現在、どのような人権問題があると思いますか。」という問いには、59.4%の人が「障がいや、障がいのある人へ

の理解や認識が十分ではない」と回答し、「道路や交通機関、建物の段差など外出・利用することが困難」42.9%、「就労支援の確保や就労機会が十分に保障されていない。」42.1%と回答しています。

行政は、ユニバーサルデザインの理念に基づいた生活環境を整備し、障がいのある人が家庭・地域・学校・職場など、様々な場において、教育、保健、医療、就労、居住等、必要な支援や福祉サービスが充実した環境の中で、障がいのない人と同じように社会の一員として安心して生活できる「ノーマライゼーション※」のまちづくりをめざし、町民一人一人が障がいに対する認識を深められるような教育・啓発活動が必要です。

【取組の方向】 (保育・学校) (行政) (企業・職域) (地域)

- *教職員は、障がいを正しく理解し、一人一人の個人を尊重する人権教育を充実する。
- *保育・学校教育では、それぞれの障がいのある児童・生徒に必要な教育機会を確保する。
- *行政は、ユニバーサルデザインの理念に基づいた生活環境の整備に努める。
- *行政は、障がいのある人が安心して生活するための情報提供、相談・支援を充実する。
- *行政は、「障害者差別解消法」を理解し、職務上で出来る限りの合理的配慮をする。
- *南部町人権会議は、ノーマライゼーション社会をめざした人権学習や研修機会を充実する。
- *町職員は、障がいのある人やその家族に対し、個人の尊厳を守り、人権の視点で対応する。
- *企業・事業所等には「障害者雇用率制度※」の啓発、町内における障がい者雇用を促進する。
- *住民は、障がいを正しく理解し、個人を尊重する社会づくりのための学びを深める。

※社会的障壁とは、「障がいのある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他のもの。」

※ノーマライゼーションとは、「障がいがある人が当たり前前に社会の中で受け入れられ、そのあるがままの姿で、障がいの無い人と同等の権利が享受できるようにする」という考え方であり、方法のこと。

※障害者雇用率制度とは、国、地方公共団体、企業において、一定の割合(法定雇用率)に相当する人数以上の障がい者を常用労働者として雇用することを義務づける制度。

3 男女共同参画に関する人権

1999年（平成11年）に「男女共同参画基本法」が制定され、雇用の分野においては、「男女雇用機会均等法」が改正、2015年（平成27年）には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という。）が制定され、自らの意思によって職業生活を営み、又、営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要であるとしています。しかし、実際には女性や若者の雇用状況は非正規雇用が多いのも現状です。性別や年齢を問わず、自立した個人として能力を発揮する機会が完全に保障されている社会の実現には、未だ多くの問題が存在しています。

女性に関する人権問題の根底には、社会的・文化的に規定された性別（ジェンダー）意識に基づく固定的な性別役割分担意識及び不平等や偏見があります。女性の人権を尊重する意識は、教育・啓発の取り組みによって向上してきましたが、依然として、性別による固定的な役割分担意識は根強く残っています。

現在、コロナ禍等での社会環境の変化が原因となり、職場でのハラスメントや、家庭内でのDV（ドメスティック・バイオレンス）、身体的・精神的・経済的な人権侵害も増加傾向にあり、これまで以上に相談体制の充実と、人権に配慮した的確な対応をしていくことが必要です。

南部町では、2006年（平成18年）に南部町男女共同参画推進条例を制定し、「すべての人の人権尊重」、「すべての人があらゆる場面に参画できる」、「すべての人が自分らしく多様な生き方が選べる」社会の実現を目標に、2008年（平成20年）、第1次男女共同参画プランを策定し、積極的に取り組んできました。

2018年（平成30年）の南部町男女共同参画意識調査によると、地域活動に女性リーダーが少ない理由についての問いでは、22%の人が「これまでの慣習で、リーダーには男性が就任してきたから」と回答しています。一方で、男女が平等な立場で協力し合っていくためには、「男女がお互いの個性・能力を認め合い補い合っているという意識を持つ」とことと回答した人が47%います。慣習は残っているものの、教育・啓発によって改善できることもあります。

2020年（令和2年）の第3次改訂では、これまでの成果と課題を踏まえ、「あらゆるハラスメント・暴力の根絶」「ワーク・ライフ・バランスの推進」「政策・方針決定の場への女性の参画拡大」等、すべての人が個人として尊重される社会をめざしています。しかし、「男女共同参画」が一部の者の問題ととらえられる傾向が未だにあり、行政、地域のあらゆる場面ですべての人の課題となっていないことが指摘されました。性別にかかわらず誰もが参画できる社会のためには、個人として尊重される教育・啓発活動を推進し、家庭、地域、社会で生活全般にかかわる重要課題として共通認識を図った取り組みが必要です。

【取組の方向】 (保育・学校)(行政)(企業・職域)(地域)

- * 行政は、「南部町男女共同参画推進プラン」を推進する。
- * 行政は、地方公共団体の審議会等役員に占める女性の割合目標 40%を実現する。
- * 町職員は、「男女共同参画社会」を正しく理解し、様々な場面で、意識した行動をする。
- * 関係機関は連携し、困難をかかえる人々に人権の視点に立った相談・支援を充実する。
- * 保育・学校教育では、性別にかかわらず、自分の個性や能力を発揮できる教育をする。
- * 教職員は、男女平等の意識をもち、性別にかかわらない保育・教育を充実する。
- * 南部町人権会議は、男女共同参画社会をめざした人権学習や研修機会を充実する。
- * 関係団体は、固定的役割分担意識の解消にむけた啓発活動を充実する。
- * 企業・事業所等は、男女が共に能力を発揮できる就労環境を推進する。
- * 住民は、家庭・地域・職場において固定的な見方や考え方を見直し、個人を尊重する。

4 子どもの人権

1989年(平成元年)国連で「子どもの権利条約」が採択され、日本は1994年(平成6年)に批准しました。この条約では、子どもを単に保護の対象として見るのではなく、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の権利を基本に、子どもを権利の主体者として位置づけています。しかし、社会的には、家庭内での児童虐待や、学校でのいじめ、インターネット上のトラブル、児童に対する性的搾取など様々な問題に巻き込まれる人権侵犯事件も後を絶ちません。2000年(平成12年)には「児童虐待防止法」が施行され、2004年(平成16年)には児童虐待防止対策を強化するため「児童福祉法」が改正されました。児童虐待が家庭内の問題ではなく、社会の問題となるなかで、2013年(平成25年)には、「いじめの未然防止対策推進法」も制定され、子どものいじめや不登校等の問題もまた、個人の問題ではなく、いじめをつくりださないという社会の問題として捉えられてきました。

また、2014年(平成26年)に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行された背景には2019年の厚生労働省の調査では子どもの貧困率は13.5%、ひとり親世帯にいたっては48.1%が貧困状態に置かれているという状況が挙げられます。家庭状況によっては、子どもが家族の介護を行っている「ヤングケアラー※」の問題など、見えにくい問題もあります。また、保護者自身が苦しい環境にあることも多く、子ども自身もどうすることもできないとあきらめてしまう現実もあります。

2015年(平成27年)から始まった「子ども・子育て支援新制度」は「子どもの最善の

利益」を実現する社会の構築をめざしています。子どもにとっても、保護者にとっても安心して相談できる制度と社会環境が必要です。

南部町では、2006年（平成18年）「要保護児童対策地域協議会」を設置して児童虐待の予防対策及び早期の介入・支援対策の充実に取り組み、2015年（平成27年）には、南部町子育て包括支援センター「ネウボラ」を立ち上げ、子どもの出生前からの切れ目ない支援に取り組んできました。2020年（令和2年）には第2期「南部町子ども子育て支援事業計画」を策定し、安心して産み、子育てができるよう家庭への支援を充実しました。しかし、町の人権意識調査においても、61%の人が子どもの人権に関する問題を指摘しているという現状もあります。

町内の小・中学校においては、地域とともにつくるコミュニティ・スクール（学校運営協議会）を設置し、「地域と共にある学校づくり」が運営されています。様々な事情によって通学が困難な児童・生徒には、教育支援センター「さくらんぼ」で義務教育を保障しています。また、町内3か所で、子どもの居場所づくり事業として「子ども食堂」が開設されており、「いくら郷」では、ひきこもりの若者の社会参加を支援しています。

子どもや若者の尊厳と命が守られ、安心して暮らせる環境づくりのために、住民一人一人が、地域の子どもの地域で育てるという意識をもち、家庭、地域、学校などの関係機関や団体が一体となってさらに推進することが必要です。

【取組の方向】（保育・学校）（行政）（企業・職域）（地域）

- * 行政は、「子ども子育て支援事業計画」を基に子どもの健康な成長のための環境を整備する。
- * 行政は、一人親家庭への支援・要保護児童・要支援家庭の貧困対策を充実する。
- * 学校は、いじめの未然防止に努め、様々な事情のある子どもの義務教育を保障する。
- * 保育・学校教育では、子どもの自尊感情を育み、他者の人権を尊重できる教育を推進する。
- * 教職員は、児童・生徒の声に寄り添い「子どもの最善の利益」を考えて行動する。
- * 町職員は、子どもや若者が、安心して安全な生活ができるよう配慮する。
- * 関係機関が連携し、子どもの命と尊厳を守るための相談体制を充実する。
- * コミュニティ・スクール等の関係団体は、児童・生徒を地域で見守る。
- * 南部町人権会議は、子どもが権利の主体者として尊重されることを理解し啓発する。
- * 地域住民と行政は連携し、子どもの居場所づくり、ひきこもりの就労支援等を充実する。

※ヤングケアラーとは、家庭で、両親や祖父母、きょうだい世話や介護などを行っている子どものこと。
2020年に厚生労働省と文部科学省が行った調査では、「世話をしている家族がいる」と回答している中学生が5.7%（17人に1人）全日制の高校の生徒が4.1%（24人に1人）でした。

5 高齢者の人権

1991年（平成3年）国連で採択された「高齢者のための国連原則」では、「自分が何でもできる社会が保障され可能な限り自宅での生活が続けられる。」「社会の一員として長年の経験を生かせる場所がある。」「一人一人の可能性を最大限生かすことができる。」「経済的貢献がなくても個人として尊厳が守られ虐待を受けることなく安心して暮らせる。」など、「自立」「参加」「自己実現」「ケア」「尊厳」の5つの基本原理が掲げられています。

現在、全国的に高齢者の単身世帯も多くなり、高齢者の孤立死が社会問題になっています。一人暮らしの高齢者が住み慣れた地域において、社会から孤立することなく継続して安心した生活を営むことが出来るような体制の整備が必要です。現状では、核家族化による「老老介護」や「認知症を伴う介護」の家庭も多く、介護に関わる家族が少ないため、一人の介護者が二人の介護をされている事例や、介護者における男性の割合増加など、介護形態は様々です。介護者自身が支援を必要とする状態に追い込まれ、虐待に向かってしまう場合もあり、2006年（平成18年）には「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されています。高齢者の虐待の防止とともに養護者に対する支援の充実が必要です。また、「認知症」や「ひきこもり」状態にある人に対する無理解や無関心によって、本人とその家族に生きづらさを感じさせている現実もあります。近年では、「8050問題※」によって社会から孤立してしまうこともあり高齢者の不安原因にもなっています。

また、判断能力が低下した高齢者を狙った特殊詐欺等により財産を騙し取られる搾取犯罪も社会問題になっています。

現在、南部町の高齢化率は34%で、3人に1人が65歳以上です。地域をとりまく課題は複雑化・多様化しています。地域で「見守り」「共に生きる」町民意識を育み、安心して安全に生活できるよう、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進し、関係機関が連携した取り組みをしていくことが必要です。南部町社会福祉協議会では、2021年（令和3年）に、「基本的人権の尊重」「参加・参画と交流の促進」「持続可能な福祉活動の推進」「連携と協働の推進」の4つの原則を基本に「南部町地域福祉推進計画」を策定しました。町民、地域のみなさん、事業者、社会福祉協議会、行政が連携・協働し、“オール南部町”で人権と福祉のまちづくりに取り組みます。

【取組の方向】（保育・学校）（行政）（企業・職域）（地域）

*行政は、①バリアフリーの普及、②交通環境、③ユニバーサルデザインの生活環境以上3点の整備を行う。

*行政は、関係機関と連携し、保健・医療・福祉サービス、相談体制・支援を充実する。

*行政は、高齢者の権利擁護制度の普及を図り、権利擁護対策を充実する。

- *社会福祉協議会は、活動団体間のネットワークづくり支援、地域福祉の推進を図る。
- *町職員は、様々な場において人権の視点で高齢者やその家族に包括的な支援を充実する。
- *教職員は、社会福祉を人権の視点で理解し、福祉教育・人権教育を充実する。
- *保育・学校教育では、福祉意識・人権意識を育むため、実践的な学習の場を充実する。
- *南部町人権会議は、高齢者に関わる人権問題について学習する機会を充実する。
- *企業・事業所等には、高齢者が経験を活かして社会参画が出来るよう雇用を促進する。
- *住民は、地域の中で、人権の視点で認知症や介護を理解し、見守り、支え合う。

※8050問題とは、ひきこもる中高年の未婚の子（50代）と高齢の親（80代）が同居する家族の困難をいう。背景には現役世代の雇用の劣化による親子の経済力の逆転や、親の病気や介護による離職など、現代社会の様々な要因があり、ひきこもりの長期化・高年齢化につながっている状態をいう。

6 外国にルーツがある人の人権

【現状と課題】

外国にルーツがある人の人権については、戦前からの歴史的な経過を背景に韓国・朝鮮籍などの特定永住者を対象とした課題がその中心でした。2009年（平成21年）の出入国管理法改正による外国人登録証の廃止と新たな在留管理制度の導入など改善はあるものの、「教育の保障」「就労の公正な採用・労働条件の不平等」「通名使用」「参政権」「老後保障制度」など、社会的には、未だ解決できていない課題もあります。そうした法律や制度問題の根底には、日常生活上の偏見や差別などがあります。

近年、国内の少子高齢化による製造業等の人手不足などを背景に、ベトナムなどの東南アジア地域からの「研修生・技能実習生」の方も多く在住しています。一方、就労期限のない日系人やその家族の定住化も進み、国際結婚などにより永住する人もいます。

県や市町村においては、国際交流事業や交流活動をとおして民族や文化の違いを理解し、認め合う社会を実現するため、関連団体と連携し、人権問題を考える講演会や研修会の開催による啓発活動を推進してきました。

しかし、都市部で特定の民族や国籍の人を排除することを目的とした、憎悪表現、差別扇

動(ハイトスピーチ)が社会問題となり、2016年(平成28年)に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ハイトスピーチ解消法)が施行されました。

県内の外国人住民総数は4,912人(2020年12月)、主な出身国は、ベトナム、中国、韓国、フィリピンなどで、町には83名(2021年11月)の方がお住まいです。

町の人権意識調査では、「現在、日本に在住する外国人に対してどのような人権問題があると思いますか。」という問いに43.4%の人が「日本に在住する外国人への理解や認識が十分でない」と答えています。

外国にルーツがある人が、自らの国籍や民族に誇りを持ち、その子どもたちがアイデンティティを豊かに育みながら、この町の一員として幸せに暮らしていけることが大切です。そのためには、「生活習慣の違い」「言語による壁や情報不足」によって生きづらさを感じさせないように、学校・家庭・地域において、誤解や偏見をなくす教育・啓発活動を充実するとともに、地域社会に参加しやすい環境づくりをしていくことが必要です。

【取組の方向】 (保育・学校)(行政)(企業・職域)(地域)

- *教職員は、外国人に対する人権問題の認識を深め、国際的な人権感覚を身に付ける。
- *保育・学校教育では、国籍や文化の違いを認め合い、尊重し合える教育を充実する。
- *行政は、外国にルーツがある子や保護者に対して教育・生活に関わるサポートをする。
- *行政は、医療・福祉・住宅・労働・教育・防災等にかかわる情報の提供をする。
- *行政は、身元調査の不正取得に対応し、本人通知制度の周知と登録の促進を図る。
- *南部町人権会議は、外国人にかかわる人権問題についての研修会等を充実する。
- *町職員は、外国にルーツのある人が安心・安全に生活できるような配慮、支援をする。
- *企業・事業所等は、外国にルーツがある人が安心して働ける環境の整備を推進する。
- *関係団体は、社会参画を促進するため外国人住民と地域住民との文化交流を支援する。
- *住民は、お互いの文化や価値観を認め合い、対等な人間関係を築き、支え合う。

7 病気にかかわる人の人権

HIV 感染症、ハンセン病、難病、新型コロナウイルス感染症等の病気に対する無理解と正しい知識の不足によって、患者やその家族に対する差別が生じています。

患者等の人権問題には、医学的処置や治療に先立ち、必要な情報提供を受け、理解、納得、同意の上で治療を受けることの権利（インフォームド・コンセプト）が尊重されないという問題もあります。

ハンセン病については、1931年（昭和6年）「らい予防法」をもとに全国で隔離政策を推進し鳥取県も「無らい県運動」に取り組みました。ハンセン病は恐ろしいという誤った認識が、偏見・差別や忌避意識を定着させ、その家族までも地域から排除され差別を受けました。1996年（平成8年）「らい予防法」は廃止され、2009年（平成21年）に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行されました。国の隔離政策によって、人間の尊厳を奪われてきた元ハンセン病患者の名誉回復に取り組み、2019年（令和元年）には、その差別に長年苦しみ続けたハンセン病回復者の家族に対する補償がなされました。しかし、社会的には未だに偏見や差別が存在しています。ハンセン病問題に関する正しい認識の上に、二度と同じ過ちを繰り返さないように取り組まなければいけません。

2020年（令和2年）頃から新型コロナウイルス感染症の拡大により、感染者とその家族、さまざまな職場、医療従事者等への誹謗中傷が社会問題になっています。また、それらに関するマスコミ報道やインターネット上によるプライバシーの侵害など、差別を助長する行為にも課題があります。病気を理由に、人間の尊厳が奪われることがないように広く教育・啓発活動を行っていくことが重要です。

町では、コロナウイルス感染症による人権侵害が起らないように広報や防災無線で町民の皆さんへ呼びかけてきました。いつ、誰が病気になるかはわかりません。病気のことを正しく知り、安心して治療ができ、社会復帰できる環境が必要です。

【取組の方向】 （保育・学校）（行政）（企業・職域）（地域）

- *教職員は、病気にかかわる人の人権問題についての認識を深め、人権教育を推進する。
- *保育・学校教育では、病気を理由にした差別やいじめが起らない教育を充実する。
- *行政は、医療・福祉・住宅・労働・教育等にかかわる情報の提供をする。
- *町職員は、病気の人やその家族の個人情報を守り、安心して相談できる環境を充実する。
- *行政は、身元調査の不正取得に対応し、本人通知制度の周知と登録の促進を図る。
- *南部町人権会議は、病気にかかわる人の人権問題についての教育・啓発活動を充実する。
- *企業・事業所等は、感染症から回復した人が安心して働ける環境の整備を推進する。
- *住民は、感染症回復者や病気の人やその家族が地域で安心して生活できる環境をつくる。

8 性的指向及び性自認(性同一性)に関わる人の人権

性的指向及び性自認(性同一性)※については、世界では1970年代からLGBTレインボーフラッグ活動などによって性的少数者の尊厳を守り理解者を増やす取り組みが進められてきました。2018年に大手広告代理店(電通ダイバーシティラボ)が6万人を対象に日本国内で実施した調査結果からは、成人の8.9%が性的少数者であると推計されています。以降、学校や地域社会でLGBTQ又は、性的指向・性自認(SOGI)等、多様なセクシャリティーについて理解する教育に取り組んでいます。しかし、生活上で不自由さを感じる場面や、無自覚、無理解な人々による発言、個人的に打ち明けたことを暴露する(アウティング)によって、生きづらさを感じている人も多くいます。2004年(平成16年)に「性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行されたことで、一定の基準を満たす者については、性別の取扱いの変更の審判を受けることができるようになりましたが、今後も取り組みは必要です。

町の意識調査では、32%の人が、性的マイノリティー(少数者)に対する人権侵害が多いと感じており、自由記述欄には「同性同士での結婚が認められないのはおかしいと思う。法でそう決まっているから、少数者への偏見や差別はなくならないと思った。」という10代の意見もありました。法や制度を改善することも必要ですが、パートナーシップ(同性の婚姻関係)を理解し、生活上の困難を解消するためには、一人一人が個人として尊重され、自分らしく生きられる社会の実現にむけた教育・啓発を推進することが必要です。

また、自分の性について家族にも語れず、生きづらさを感じている人もいます。私たち一人一人が、性が多様であることを理解し、性的少数者を支援する人「ALLY(アライ)」になることが必要です。

町では、2022年(令和4年)4月からは、中学校の制服を変更し、性別にかかわらず選べるものにしました。(上着は男女ともブレザーにし、スラックス・スカートは自由選択制になります。)

【取組の方向】 (保育・学校)(行政)(企業・職域)(地域)

- *教職員は、性的指向及び性自認について理解し、児童・生徒の不安や悩みに寄り添う。
- *保育・学校教育では、性自認に違和感のある児童生徒に関する学校生活での配慮をする。
- *行政は、関係機関と連携し、心の健康、医療・雇用など様々な問題に対応する。
- *行政は、身元調査の不正取得に対応し、本人通知制度の周知と登録の促進を図る。
- *行政は、各種書類の性別欄など、配慮を必要とするものについて理解を深め啓発する。
- *町職員は、本人やその家族の個人情報を保護し、安心して相談できる環境を充実する。
- *南部町人権会議は、性にかかわる人権問題を学び、教育・啓発活動を充実する。
- *企業・事業所等には、性別にかかわりなく、誰もが安心して働ける環境の整備を推進する。
- *住民は、性に関わる人権問題を学び、理解・支援する「ALLY(アライ)」になる人を増やす。

- ※ ①性的指向 ▣ L（レズビアン） 女性の同性愛者
 G（ゲイ） 男性の同性愛者
 B（バイセクシャル） 両性愛者
 （ヘテロセクシャル） 異性愛者
- ②性自認 ▣ T（トランスジェンダー） 産まれたときの「身体の性別」と本人が自覚する
 「心の性別」が一致しない人
 （シスジェンダー） 産まれたときの「身体の性別」と本人が自覚する
 「心の性別」が一致している人
- その他にも Q（クエスチョニング）・X（エックスジェンダー）など性のあり方は多様。

①②性的指向・性自認（SO・GI）とは、

性的指向（セクシャル・オリエンテーション Sexual Orientation）とは、自分の恋愛・性愛がどのような対象に向いているのかを示すもの。女性は男性を好きになり、男性は女性を好きになる異性愛者だけではなく、「男性が男性を好き」に、「女性が女性を好き」になる同性愛者、「どちらも好き」になる両性愛者や、「どちらの性も好まない」恋愛感情をもたない無性愛者もいる。どの性別の人を好きになるのかは人それぞれ違い、同性愛・両性愛は精神的な病気ではない。

性自認（ジェンダー・アイデンティティ Gender Identity）とは、自分の性別をどのように認識しているのかを示すもの。産まれたときに割り当てられた性別や戸籍の性別ではなく、自分自身が自分の性をどのように認識するか。「体は男性で、心は女性。」「体は女性で、心は男性。」または、「どちらでもない。」又は、「どちらでもある。」人もいる。人間の性は、男女だけでなく多様である。

（参考：公益財団法人人権教育啓発センター「みんなが自分らしく性の多様性を考える」：鳥取県人権ポケットブック「クセクシャルマイノリティと人権」他）

9 さまざまな人権

(1) 犯罪被害者とその家族の人権

犯罪被害者とその家族にかかわる人権問題には、犯罪行為による直接的被害のみならず、そのことによる精神的・経済的被害などさまざまな被害があります。本人だけでなく家族に対するマスコミ報道や地域社会の風評などによって二次被害にあい、心的外傷後ストレス障害（PTSD）に苦しむ人も少なくありません。理不尽な犯罪により深く傷つけられた被害者や家族等を社会的孤立に追い込まないようにするためには、地域社会の一人一人が被害者家族の気持ちに寄り添い、静かに見守り、適切な支援を行うことが必要です。

県では、2008年（平成20年）に「犯罪被害者支援センター」が設立されていますが、その存在が広く認知されていない現状があります。

町においても、犯罪被害者とその家族の人権を擁護するための啓発活動を推進するとともに、相談窓口の充実をはじめ、国、県などの関係機関と連携を図り、犯罪被害者等の権利や利益の保護のための施策を推進するため、2022年に「犯罪被害者等支援条例」を制定し、取り組めます。

【取組の方向】 (保育・学校)(行政)(企業・職域)(地域)

- * 行政は、「犯罪被害者等支援制度」を周知し、被害者に寄り添った支援を充実する。
- * 行政は、犯罪被害者等にかかわる個人情報を保護し、風評被害の防止に努める。
- * 行政は、犯罪被害者等の実情や支援の必要性について広く町民の理解の促進に努める。
- * 町職員は、関係機関と連携して個人情報を保護し、安心して相談できる環境を充実する。
- * 教職員は、犯罪被害者等にかかわる児童・生徒等の不安や悩みに寄り添う。
- * 学校教育では、犯罪被害者等にかかわる人権問題を理解し、安心できる環境を充実する。
- * 南部町人権会議は、広く犯罪被害について学び、人権学習・啓発活動を推進する。
- * 企業・事業所等は、犯罪被害を理解し、誰もが安心して働ける環境の整備を推進する。
- * 住民は、被害者とその家族のプライバシーを保護し、地域で安心して暮らせる環境をつくる。

(2) 刑を終えた人・保護観察中の人等の人権・・・・・・・・・・・・・・・・

刑を終えた人・保護観察中の人(仮出獄中の人、少年院からの仮退院中の人など)や、その家族に対する偏見や差別には根強いものがあります。現状においては、そうした偏見や差別の目が就職や居住に関する差別を助長し、社会復帰の機会を阻むなど、立ち直ろうとする人たちや家族にとっては非常に厳しい状況があります。

刑を終えて出所した人の立ち直りの支援は、保護観察所などの国の機関をはじめ、保護司、更生保護女性会、民間ボランティア団体の連携によって行われています。

しかし、矯正施設(刑務所、少年刑務所、少年院など)を退所しても親族の受け入れがなかったため再犯、あるいは高齢者の生活困窮や孤立を理由とした再犯など、本人の更生だけでは望むような社会復帰が進まない例もあります。

刑を終えた人・保護観察中の人、が、家族、職場、地域社会で周囲の人々の理解と協力を得て更生し、社会復帰ができるように、地域全体に向けて、偏見や差別意識を解消するための啓発活動を行うとともに、県や関係機関と団体等が連携し、刑を終えた人や保護観察中の人等の人権が尊重され、社会復帰を支えるための環境づくりが必要です。

【取組の方向】 (保育・学校)(行政)(企業・職域)(地域)

- * 行政は、再犯防止など更生保護の充実・発展のため更生保護団体の支援をする。
- * 行政は、刑を終えて出所した人等に対する偏見や差別意識の解消に取り組む。
- * 保育・学校教育では、刑を終えた人にかかわる児童・生徒の実態を踏まえ、寄り添う。
- * 南部町人権会議は、社会を明るくする運動と連携し、偏見や差別意識解消に向けた啓発をする。
- * 企業・事業所は、刑を終えた人を理解し、誰もが安心して働ける環境の整備を推進する。
- * 住民は、刑を終えて出所した人やその家族の人権を尊重する地域づくりに努める。

(3) アイヌの人々の人権・・・・・・・・・・・・・・・・

アイヌの人々は、自然の恩恵に感謝し、大地と共に生きる先住民族として、固有の言語や文化を持っています。しかし、明治維新以降の同化政策によって長い間、アイヌ民族の権利が侵害されてきました。1995年（平成5年）の「世界先住民族国際年」を契機に、日本では、1997年（平成9年）に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」を施行し、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重されるよう取り組みをはじめました。2008年（平成20年）に国会で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択され、2019年（令和元年）に「アイヌ民族支援法」（アイヌ新法）正式名称「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行されました。アイヌの人々がおかれてきた歴史的な経過や差別の実態を踏まえ、アイヌ民族の尊厳が守られ、先住民族の権利を尊重する人権学習や啓発活動が必要です。

【取組の方向】 （保育・学校）（行政）（企業・職域）（地域）

- * 行政は、「アイヌ民族支援法」を周知し、アイヌ民族の歴史や文化を尊重する。
- * 教員・職員は、差別の歴史的背景について学び、アイヌの人々の人権尊重を推進する。
- * 南部町人権会議は、アイヌの人々の権利回復と人権侵害について学び、啓発活動をする。
- * 企業・事業所は、アイヌ民族を理解し、誰もが安心して働ける環境の整備を推進する。
- * 住民は、アイヌ民族の歴史や文化を知り、民族の権利と人間の尊厳について理解する。

(4) 生活困難者の人権・・・・・・・・・・・・・・・・

厚生労働省による国民生活基礎調査によれば、2018年（平成30年）の貧困線（等価可処分所得※の中央値の半分）は127万円となっており、「相対的貧困率」（貧困線に満たない世帯の割合）は15.4%、「子どもの貧困率」（17歳以下）は13.5%でした。

また、「子どものいる現役世帯」（世帯主が18歳以上65歳未満で子どものいる世帯）だけで見ると、「相対的貧困率」は12.6%ですが、そのうち「大人が一人」の世帯では48.1%、という結果となっています。

各世帯別の生活意識調査では、「苦しい」の割合は、「母子世帯」が86.7%、「児童のいる世帯」が60.4%と答えています。生活格差が教育の格差に直結している現実も明らかになっています。

2019年以降、コロナ禍での休業や失業の影響もまた、不安定な雇用実態と低所得層の世帯にとっては、生活に直結する問題です。なお、女性においては、食べることが優先され

るため、生理用品が購入できないという「生理の貧困」も潜在化した問題です。人に言いにくい、相談できない現実があることを理解した配慮も必要です。

2015年（平成27年）に「生活困窮者自立支援法」の施行により、福祉事務所を設置する自治体ごとに生活困窮者の相談窓口が開設できるようになりました。

最低限の文化的な生活を保障する施策を推進するとともに、様々な事情により生活が困窮している人に、制度の情報が届き、安心して相談できる場の拡充が必要です。

【取組の方向】 （保育・学校）（行政）（企業・職域）（地域）

- *行政は、「生活困窮者自立支援法」の周知を図り、相談者に寄り添った支援をする。
- *保育・学校では、児童・生徒の生活背景を踏まえ、関係機関と連携して支援する。
- *南部町人権会議は、就労・雇用施策など、社会的問題の解決につながる学びを充実する。
- *企業・職域には、町内雇用・正規雇用の促進についての推進を図る。
- *住民は、生活に困窮している人が、偏見や差別にあうことがないよう地域で考える。

※等価可処分所得とは（収入から税金や社会保険料を引いた実質手取り分の収入）を世帯の人数の平方根で割った額。そして国民一人一人を計算された等価可処分所得の順に並べたときに、真ん中の人の値の半分以下の人の割合がどれくらいいるかという指数。

(5) ひきこもりの状態にある人の人権・・・・・・・・・・・・・・・・

内閣府では、2009年（平成21年）と、2015年（平成27年）に満15歳から満39歳までの者を対象にひきこもり※の実態調査をしています。両調査の結果から、ひきこもり状態になってから7年以上経つ者の割合が増加傾向にありました。そのため2018年（平成30年）に初めて満40歳から満64歳までの者を対象とするひきこもりの実態調査を「生活状況に関する調査」として実施しました。

その結果、平成27年の調査では、満15歳から満39歳までのひきこもり状態にある人が54.1万人、平成30年の調査では、満40歳から満64歳までのひきこもり状態にある人が61.3万人でした。調査時期や手法の違いから単純合計はできませんが、満15歳から満64歳までの広義のひきこもり群の総数は100万人以上になると言われています。

県内では、2018年（平成30年）に鳥取県福祉保健部健康医療局健康政策課が、引きこもりに関する実態調査を行い、把握できた該当者の総数は685人となっていますが、ひき

こもりは社会との関係が失われるため、その実態については正確に把握することが難しいのが現状です。町内で把握できている人は30人（令和3年10月現在）で、30歳代からは半数以上が10年以上のひきこもり状態にあります。

県では、NPO法人による「とっとりひきこもり生活支援センター」を開設し、2013年には「よなご若者サポートステーション」が設置され、出前相談、キャリア相談、心理的問題にかかわる相談、ボランティア体験や活動を通じて就労のための自立支援を行っています。

町では、令和元年度から保健師による「全戸訪問」に取り組み、ひきこもり状態にある方の実態調査に加え、ひきこもりに関する相談窓口や支援について広報を行っています。

また、南部町社会福祉協議会が「地域若者支援センターなんぶ」と南部町地域共生社会実現拠点施設「いくらの郷※」を開設し、ひきこもり状態にある本人や家族への支援を行っています。

ひきこもりの状態は、さまざまな要因によって生じます。また、原因も多様なため、誰にでも、どの家庭でも起こりうることです。地域社会が、ひきこもりについての正しい認識をもち、誰もが社会の一員として生きるための支援をすることが必要です。

【取組の方向】 （保育・学校）（行政）（企業・職域）（地域）

- * 行政は、関係機関が連携し、ひきこもり状態にある人の問題に寄り添った支援をする。
- * 行政は、南部町地域共生社会実現拠点施設「いくらの郷」の周知を図る。
- * 学校では、ひきこもりの原因は様々だが、いじめが原因になることも意識する。
- * 南部町人権会議は、ひきこもり状態にある人と、社会の在り方の問題について考える。
- * 企業・職域は、ひきこもり状態にある人が、就労するときの心情を理解する。
- * 住民は、ひきこもり状態にある人が、偏見や差別にあうことがないよう地域で考える。

※ひきこもりとは、様々な要因の結果として、社会参加（義務教育を含む就学、非常勤職員を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形で外出してもよい）を示す現象。

（参考：厚生労働省「ひきこもり新ガイドライン」より）

※南部町地域共生社会実現拠点施設「いくらの郷」

学校や社会にうまくなじめないと感じていたり、社会への一歩を踏み出せない若者たちに、田舎の大自然の中で誰もが持っている自己回復力に働きかけ、社会参加を目指している若者をサポートする施設です。

(6) ユニバーサルデザイン及びSDGsの推進・・・・・・・・・・・・・・・・

ユニバーサルデザイン(以下「UD」という。)とは、7原則「①公平性(だれでも利用できる)・②自由度(利用を自由に選べる)・③単純性(利用方法が簡単)・④分かりやすさ(必要な情報がすぐ理解できる)・⑤安全性(うっかり危険につながらないデザイン)・⑥省体力(無理な姿勢や強い力を使わない)・⑦スペースの確保(さまざまな利用者のことを考えゆとりを確保)」をもとに障がいの有無や、年齢、性別、言語など、人のちがいに可能な限り対応する「いつでも、どこでも、誰にとっても」利用しやすいように製品や建物、環境などをデザインする(つくる)ことです。バリアフリーはバリアになるものを取り除くことですが、ユニバーサルデザインは、はじめからバリアをつくりださないものをデザインします。現在では、UD・タクシーも多くみられるようになりましたが、言葉だけが普及し、内容が理解されていない場合があります。

また、色覚多様性・色覚特性のある人は、日本人男性の20人に1人、女性は500人に1人で、日本全体で約320万人になると言われています。(日本眼科学会HPより)「多様な色覚に配慮し、色の使い方や文字の形やデザインに配慮する」ことは、生活の中にある様々な障壁に気づくきっかけになります。障がい者差別解消法で問われている社会的障壁をつくりださないための学習活動や意識啓発活動のためにも、ユニバーサルデザイン社会の推進が必要です。

SDGsは、持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)として、2015年(平成27年)に国連で採択された国際目標で、貧困や飢餓、ジェンダーによる不平等をなくし、安心安全に暮らせる環境と平和な世界の実現をめざし、17のゴールを目標にしています。すべての人の人権を保障し、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念は、日本国憲法で保障されている「人権の尊重」と共通するものです。

町でも、地域社会のあらゆる場面や教育現場等でSDGsの理念を理解し推進していく必要があります。

【取組の方向】 (保育・学校)(行政)(企業・職域)(地域)

- *行政は、すべての場面で、バリアフリー施策、ユニバーサルデザイン、SDGsを推進する。
- *学校では、ユニバーサルデザイン、SDGsを理解し、人権の視点で推進する。
- *南部町人権会議は、ユニバーサルデザイン、SDGsを理解し、人権の視点で啓発する。
- *企業・職域には、ユニバーサルデザイン、SDGsの理解を促進する。
- *住民は、誰にとっても便利なユニバーサルデザイン、誰一人取り残さないSDGsを知る。

SDGs 持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)



「SDGs 17のゴール目標」

1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう
10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさを守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナリーシップで目標を達成しよう	

10 個人情報の保護及びインターネット上の人権侵害の解消において

個人情報の保護については2005年から2012年にかけて、兵庫県、三重県、東京都と、全国で、行政書士による戸籍謄本や住民票等の不正取得事件が続き、不正取得された個人情報は、結婚や企業の採用時の身元調査、ストーカー犯罪、振り込め詐欺などに悪用されていることが発覚したことから大きな問題として認知されるようになりました。このことを受け、鳥取県の全市町村では住民票の写しや戸籍謄本などを第三者に交付した場合に本人に通知する「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」を導入しています。町では2014年以降、差別を許さない意識を行動化しようと呼びかけてきました。今後は5年間で15歳以上の町民の10%（年間100名）を目標に登録の促進に取り組みます。

町の意識調査では、結婚するときの身元調査について「当然」「やむをえない」合わせて53.5%の人が必要性を認めてしまっていますが、県では、身元調査を「しない・させない・許さない」啓発活動に取り組んできました。個人の人権を尊重するためには、個人情報の保護は重要な取り組みです。町でもさらなる啓発、実践に努めなければいけません。

また、インターネットによる人権侵害は、パソコンやスマートフォンの普及など、情報化社会の進展に伴い顕在化してきた問題です。発信者の匿名性や情報の発信が容易であることを悪用し、個人に対する誹謗中傷をはじめ、特定の人々や個人に対する差別を助長し扇動す

る書き込み等の悪質な人権侵害が多発しています。

インターネットによる人権侵害を防止するためには、町民一人一人がインターネットの利点と問題点を理解し、その利用にあたっては、情報が不特定多数の人に見られているということを常に意識することが大切です。また、本人の承諾なしに、他者の個人情報を載せることがないように、学校や家庭・地域でのメディアリテラシー※やネットモラルを高める取り組みが必要です。

また、インターネット上の差別書き込みについては、県や法務局等の関係機関と連携し、定期的にネットパトロールやモニタリングを行い、削除要請等を行う必要があります。

【取組の方向】 (行政) (保育・学校) (企業・職域) (地域)

- * 行政は、様々な場面で、個人情報の保護に努め「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」の登録者を5年間で15歳以上の町民の10%をめざす。(年間100名)
- * 行政は、関係機関と協力し、ネットパトロール・モニタリング、削除要請をする。
- * 学校では、個人情報保護・ネットモラル・メディアリテラシー教育を推進する。
- * 企業・事業所は、個人情報保護・ネットモラルを高める取り組みを推進する。
- * 住民は、個人情報保護について、社会の中にある人権問題の視点で学習する。

※メディアリテラシーとは、インターネットやテレビ、新聞などのメディア(情報や記録を伝える媒体)の伝える情報を正しく理解する能力。また、メディアからの情報を見極める能力のこと。

☆ 数値でめざす項目

町が開催している人権に関する事業の参加者の増進目標

2031年(令和13年)3月まで、毎年、年間750人の参加をめざす

・現在の年間平均681人(過去5年)・対象15歳以上の人口9,300人(令和3年10月現在)

「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」への登録の促進目標

2026年(令和8年)3月までに、15歳以上の町民の10%の登録をめざす

・現在の登録数452名(令和3年10月末現在) ・年間100名

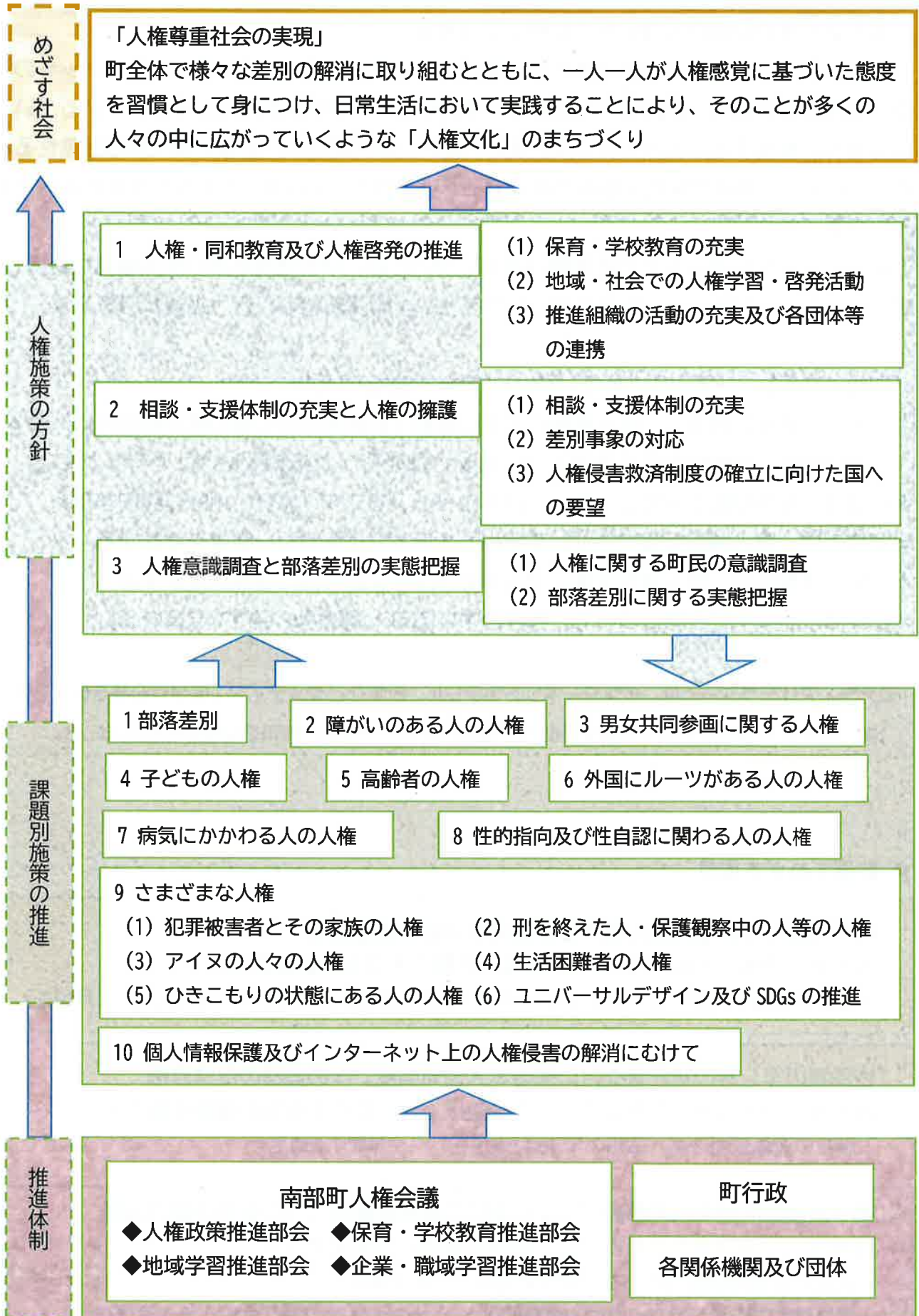
第3次南部町男女共同参画プランにおける審議会委員等への女性の登用目標

2024年(令和6年)3月までに、女性の登用40%をめざす

・現在の審議会等数16(うち、女性委員のいる審議会数13)

・総委員数171名(うち、女性委員数55) ・女性比率32.2%(令和3年4月現在)

総合計画の推進体系図



南部町人権会議 組織図

《役員》 会長 1 名 ・副会長 4 名 ・部会長 4 名 ・副部会長 4 名 ・監事 2 名

《 構 成 員 》

- ◇町長
- ◇副町長
- ◇教育長
- ◇教育委員
- ◇町議会議員
- ◇役場 課長
- ◇人権擁護委員
- ◇農業委員
- ◇地域振興協議会 会長
- ◇役場 人権啓発推進委員
- ◇人権学習推進委員 代表
- ◇民生委員・主任児童委員
- ◇同和事業推進協議会 役員
- ◇隣保館運営審議会委員
- ◇男女共同参画推進会議 会長
- ◇隣保館職員
- ◇児童館 館長
- ◇小中学校長及び人権教育主任
- ◇小中学校PTA会長及び
人権教育推進部長等
- ◇保育園長及び人権教育担当職員
- ◇保育園保護者会会長及び
人権教育推進部会等
- ◇社会福祉協議会 会長・事務局長
- ◇町内事業所代表（26事業所）
- ◇学識経験者
- ◇この会の趣旨に賛同する者

人権政策推進部会 《人権・社会教育課》

- ◆部落差別をはじめあらゆる差別をなくす総合計画の進捗管理
- ◆要請活動及び施策等の推進
(部落解放・人権政策確立要求実行委員会を含む)
- ◆人権に関する調査等
- ◆審議会委員等への女性の登用促進
- ◆「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」への登録の促進

地域学習推進部会 《人権・社会教育課》

- ◆人権学習推進委員会の活動の充実
- ◆地域振興協議会と連携した人権学習活動の充実
- ◆各団体との連携した人権研修の推進

保育・学校教育推進部会 《総務・学校教育課》

- ◆保・小・中の連携した人権・同和教育の推進
(ミカエル・プログラムの活用と改訂)
- ◆人権教育担当者会の活動の充実
- ◆園児・児童・生徒及び保護者の学習活動の推進
- ◆教職員の研修機会の充実

企業・職域学習推進部会《人権・社会教育課、企画政策課》

- ◆公正採用選考システムの確立
- ◆企業・事業所等における職場の人権研修等の促進
- ◆町の人権セミナー等への参加の促進

世界人権宣言

1948年12月10日

第3回国連総会採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条 すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。

人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることはなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条 すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条 何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条 何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条 すべて人は、いかなる場合においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条 すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条 すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条 何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条 すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯行が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条 何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有

する。

- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条 すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条 すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。

- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。

- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続きによって行われなければならない。

第22条 すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

- 2 すべて人は、いかなる差別も受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条 すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権

利を有する。

第25条 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、摘出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

2 すべて人は、その創作した科学的、文化的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条 すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条 この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

(アムネスティ・インターナショナル日本訳) アムネスティ・インターナショナルとは、1961年に発足した世界最大の国際NGO、「自分もないかできたら」と思う人300万人以上で成り立っている。日本では1970年に設立、2011年に内閣府より公益社団法人として認定されている。

日本国憲法(抄)

昭和 21 年 11 月 3 日公布

昭和 22 年 5 月 3 日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基づくものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは平和を維持し専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国との対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第三章 国民の権利と義務

第十条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第十一条 国民は、すべて基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第十五条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべての選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第十六条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第十七条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第十八条 何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は、政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参列することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第二十二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第二十三条 学問の自由は、これを保障する。

第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本とし

て、相互の協力により、維持されなければならない。

- 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第二十七条 すべての国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

- 2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- 3 児童は、これを酷使してはならない。

第二十八条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第二十九条 財産権は、これを侵してはならない。

- 2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。
- 3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第三十条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第三十一条 何人も、法律の定める手続きによらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第三十二条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第三十三条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第三十四条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第三十五条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権

利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基づいて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第三十六条 公務員による拷問及び残酷な刑罰は、絶対にこれを禁止する。

第三十七条 すべての刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を十分に与えられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第三十八条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第三十九条 何人も、実行の時に適法であった行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任は問はれない。

第四十条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその保障を求めることができる。

第十章 最高法規

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成十二年十二月六日法律第四百七号)

(目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を行い、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行わなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以降に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第百二十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

部落差別の解消の推進に関する法律

(平成二十八年十二月十六日法律第九号)

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○衆議院法務委員会における附帯決議(平成 28 年 11 月 16 日)

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

○参議院法務委員会における附帯決議(平成 28 年 12 月 8 日)

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 1 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。
- 2 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。
- 3 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。

○南部町における部落差別をはじめあらゆる差別をなくす条例

平成16年10月1日

条例第115号

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権を保障し法の下での平等を定める日本国憲法の理念、同和対策審議会答申の精神及び部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）をはじめとする差別の解消を目的とした法令の理念にのっとり、部落差別をはじめあらゆる差別（以下「あらゆる差別」という。）をなくすため、町及び町民の責務を明らかにするとともに、町の施策の基本となる事項を定め、人権を尊重し、差別のない明るい住みよい南部町の実現に寄与することを目的とする。

(町の責務)

第2条 町は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、町行政の全般にわたり町民の人権意識の高揚を図り、差別を許さない社会意識の形成や人権擁護にかかわる社会的環境の醸成を促進するよう努めるものとする。

(町民の責務)

第3条 すべての町民は、相互に基本的人権を尊重し、自ら差別及び差別を助長する行為をしないよう努めるとともに、町が行うあらゆる差別をなくすための施策に積極的に参画する等自ら人権意識の向上を図るよう努めるものとする。

(施策の総合的かつ計画的推進)

第4条 町は、あらゆる差別の根本的かつ速やかな解決を図るため、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化等の施策を総合的かつ計画的に推進するよう努めるものとする。

2 町は、前項の施策の策定及び推進に当たっては、住民の自主性を尊重し、自立向上意欲の増進に配慮するものとする。

3 町は、第1項に規定する施策の策定及び推進に当たっては、必要に応じて実態調査等を行うものとする。

(相談体制の充実)

第5条 町は、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、あらゆる差別に関する相談に的確に応じるために必要な体制の充実に努めるものとする。

(人権啓発活動の充実)

第6条 町は、町民の人権意識の高揚を図るため人権啓発活動の充実に努めるものとする。

(推進体制の確立)

第7条 町は、この条例に基づく諸施策を効果的に推進するため、国、県及び関係団体との連携を強化し、施策の推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

第8条 町は、あらゆる差別をなくすために必要な施策の策定及び推進に関する事項を調査審議する南部町における部落差別をはじめあらゆる差別をなくす審議会を置く。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月25日条例第9号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

○南部町における部落差別をはじめあらゆる差別をなくす審議会規則

平成16年10月1日

規則第87号

(趣旨)

第1条 この規則は、南部町における部落差別をはじめあらゆる差別をなくす条例(平成16年南部町条例第115号)第8条の規定に基づき、南部町における部落差別をはじめあらゆる差別をなくす審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営その他審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、南部町長(以下「町長」という。)の諮問に応じて南部町における部落差別をはじめあらゆる差別をなくすために必要な施策の策定及び推進に関する事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、8人以内で組織し、その委員については南部町人権会議の各部会の委員のうちから町長が任命するものとする。ただし、当該任命にあつては同一の部会からは2名を限度とする。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が任命されたときの条件を失ったときは、委員を辞職したものと見なす。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちからの互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 審議会の会議において必要に応じて関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、所管課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別にこれを定める。

附 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則(令和2年8月31日規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

南部町における部落差別をはじめあらゆる差別をなくす審議会委員名簿

委員名	所属	備考
土江 一史	南部町人権会議 人権政策推進部会	南部町副町長
入江麻知子	南部町人権会議 人権政策推進部会	人権擁護委員 男女共同参画推進会議会長
新井 順子	南部町人権会議 地域学習推進部会	同和事業推進協議会 副会長
丸山 智子	南部町人権会議 地域学習推進部会	民生・児童委員
黒見 隆久	南部町人権会議 保育・学校教育推進部会	校長会会長
板井 弘子	南部町人権会議 保育・学校教育推進部会	人権教育担当園長
生田 公良	南部町人権会議 企業・職域学習推進部会	鳥取県西部森林組合 組合長
鈴木亜依子	南部町人権会議 企業・職域学習推進部会	公益財団法人 青年海外協力協会

〈指導・助言〉

南部町における部落差別をはじめあらゆる差別をなくす総合計画の改訂にあたり、
近畿大学名誉教授 奥田 均 様にご指導、ご助言をいただきました。

